

マイナンバーカードの健康保険証利用(オンライン資格確認)の開始

1. 運用開始

○2021年10月20日から医療機関・薬局の受診時に、マイナンバーカードを保険証として利用できるシステム(オンライン資格確認)の運用が開始されます。

- *当初2021年3月からの運用開始予定が延期されていたもの。
- *現在の保険証に加えて、マイナンバーカードに保険証の機能を持たせる仕組みです。
- *システム導入状況は医療機関により異なるため、医療機関等を受診する際、マイナンバーカードで受付できる医療機関・薬局かを事前にご確認ください。

2. オンライン資格確認のメリット

- (1) マイナンバーカードでも、医療機関窓口の資格確認が可能
 - ・保険証の紛失や氏名変更手続き中など、保険証が手元にない場合でも、マイナンバーカードで、保険の加入資格が確認できます。
- (2) 健保組合への申請なしで限度額以上の一時的な支払が不要
 - ・従来は事前に健保組合へ限度額適用認定証の交付を申請し、医療機関の窓口で提示する必要がありましたが、同システムが導入された医療機関では原則として、申請・提示なしで限度額までの費用負担となります。
- (3) 医療機関・薬局において服薬履歴の確認が可能
 - ・医療機関に提供される多くの情報のもとに、診療や服薬管理が可能となり、より良い医療を受けることができるようになります。
- (4) 特定健診(*)の結果の閲覧
 - ・2021年11月以降、マイナポータル上で2020年度の結果が閲覧できるようになります。

(*)生活習慣病の予防・改善のため、40~74歳の方を対象に行う健康診断

3. 厚生労働省ホームページ等の情報

○マイナンバーカードの保険証利用について(厚生労働省)

- ・ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
- ・ <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000577618.pdf>

○マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナポータル)

- ・ https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

※本運用の開始にあたり、当組合の「大同生命健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表」の利用目的に、「他の機関との情報連携」を追加します。

以上
